

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 7 年 2 月 26 日 (水)

午後 1 時 10 分～

函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第 6 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

議案第 7 号 令和 7 年度函南町教職員人事異動について

議案第 8 号 令和 7 年度教育課程等編成の申請について

議案第 9 号 令和 7 年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

議案第 10 号 函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

議案第 11 号 函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

議案第 12 号 函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正について

議案第 13 号 函南町立自由ヶ丘幼稚園の園歯科医の委嘱について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援申請について

ア 2025 自然体験キャンプ

イ 第 62 回 静岡県母親大会 in 三島・田方

ウ 第 14 回 税に関する絵はがきコンクール

エ 一般社団法人四條司家 一般社団法人化記念イベント

(2) 令和 7 年度の定例教育委員会及び教育委員会所管施設訪問の日程等について

(3) 令和 7 年度幼稚園入園式について

【次回委員会開催予定】

定例会 令和 7 年 3 月 21 日 (金) 9 : 00 ～ 函南町役場 3 階 教育委員会室

※同日 13 : 10 より総合教育会議を開催予定です。

教育長関係報告事項

令和7年2月26日（水）

月日	曜日	内 容
1月23日	木	・第5回静岡教育長会 全体会（9:00～） ・田方ブロック社会教育研修会（13:00～）
1月24日	金	・第5回静岡教育長会 分散会（16:00～）
1月26日	日	・第19回かなみサッカーPKフェスティバル（9:00～）
1月27日	月	・課長等連絡会議（8:35～） ・企画会議（9:00～） ・田方地区臨時教育長会（9:00～） ・函南町文化財保護審議会（13:30～）
1月28日	火	・町内教頭会（13:00～）
1月29日	水	・田方地区教育長会（13:30～） ・第1回部活動地域連携・地域移行推進協議会（19:00～）
1月30日	木	・町内校長会（13:00～） ・函南町高等学校PTA連絡協議会（19:00～）
1月31日	金	・沼津信用金庫 教育振興への寄附金目録贈呈式（14:00～）
2月2日	日	・函南町都市交流協会主催 スマイルパーティー（14:00～）
2月3日	月	・企画会議（9:00～） ・第2回学校運営協議会連絡会（15:00～）
2月4日	火	・田方地区教育長会（13:30～）
2月6日	木	・学校保健活動優良校候補校視察（9:00～） ・田方地区教員研修協議会第2回委員会（13:30～） ・函南町就学支援委員会（13:30～）〈欠席〉
2月7日	金	・函南町初任者研修（11:00～） ・災害対策本部運営訓練（13:00～）
2月8日	土	・函南町社会福祉大会（13:00～）
2月10日	月	・静岡県町教育長会役員会（13:00～）
2月13日	木	・県立田方農業高等学校運営協議会（9:30～） ・静岡市町教育委員会教育長会（16:00～）
2月14日	金	・令和7年第1回（3月）函南町議会定例会（9:00～）
2月16日	日	・函南町駅伝大会（9:15～）
2月17日	月	・課長等連絡会議（8:35～） ・企画会議（9:00～） ・職員採用試験第4次募集2次試験（11:30～）
2月18日	火	・令和7年第1回（3月）函南町議会定例会（9:00～）
2月20日	木	・令和7年第1回（3月）函南町議会定例会（9:00～）
2月21日	金	・令和7年第1回（3月）函南町議会定例会（9:00～） ・いじめ防止等生徒指導連絡協議会（13:00～）〈欠席〉
2月25日	火	・町内校長会（13:00～）
2月26日	水	・定例教育委員会（13:10～）

議案第 6 号

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請等が提出されたので、認定及び廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第7号

令和7年度函南町教職員人事異動について

県費負担教職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条第1項及び第2項の規定により、静岡県教育委員会へ内申するため、教育委員会の承認を求める。

令和7年2月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年4月の県費負担教職員の人事異動にあたり、市町教育委員会の内申が必要なため、教育委員会の承認を求めるものです。

議案第8号

令和7年度教育課程等編成の申請について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年函南町教育委員会規則第2号）第5条第2項の規定により、函南町立小中学校長から別紙のとおり令和7年度教育課程等編成申請があったので、教育委員会の承認を求める。

令和7年2月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

各小中学校長が編成した教育課程等について、函南町立小・中学校管理規則の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。

【教育課程等編成申請書】別紙

《小学校》

- ・ 函南町立函南小学校 P 1
- ・ 函南町立丹那小学校 P 5
- ・ 函南町立桑村小学校 P 9
- ・ 函南町立東小学校 P 13
- ・ 函南町立西小学校 P 17

《中学校》

- ・ 函南町立函南中学校 P 21
- ・ 函南町立東中学校 P 24

様式第 6 号 (第12条関係)

教育課程等編成申請書

函小第 501 号

令和7年2月17日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校長 藤原



別紙のとおり令和7年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 7 年 度 教 育 課 程 編 成 表

学校名 函 南 町 立 函 南 小 学 校

校長名 藤 原 啓

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	105 日		99 日	204 日
第 2 学年	105 日		99 日	204 日
第 3 学年	105 日		99 日	204 日
第 4 学年	105 日		99 日	204 日
第 5 学年	105 日		99 日	204 日
第 6 学年	105 日		99 日	204 日

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	10 月 10 日	4 月 7 日	
第 2 学期	10 月 14 日	3 月 19 日		
第 3 学期	月 日	月 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 16 日から	10 月 17 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	7 月 9 日から	7 月 10 日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主 行 事	運動会	5 月 24 日	内容	主体的に参加し、子ども同士の絆を深める
	学びの集い	11 月 18 日	内容	力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学 年 始 休 業 日	7 年 4 月 1 日(火)から 7 年 4 月 6 日(日)まで
夏 季 休 業 日	7 年 7 月 24 日(木)から 7 年 8 月 26 日(火)まで
冬 季 休 業 日	7 年 12 月 24 日(火)から 8 年 1 月 5 日(月)まで
学 年 末 休 業 日	8 年 3 月 20 日(金)から 8 年 3 月 31 日(火)まで
その他校長が必要と認めた休業日	令和 7 年 5 月 26 日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	310	318	245	245	175	177
	社 会			74	94	102	110
	算 数	140	175	175	178	177	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	107	108				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	教 科 小 計 A	795	846	809	847	879	882
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				75	74	72	70
特活 I	学級活動 E	38	39	39	39	39	39
総授業時数 A + B + C + D + E		867	920	993	1030	1025	1026
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	9	9	9	9	20	20
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	18	16	16	18	35	32
	小 計 F	27	25	25	35	63	60
打 切 時 数 G		45	34	53	69	46	48
総時数 A + B + C + D + E + F + G		939	979	1071	1134	1134	1134

函南町学校管理規則第3条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立函南小学校

校長名 藤 原 啓

【2学期制施行のための学期変更に伴う理由】

子どもたち一人一人の、人格の完成・自立などそれぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことは、学校教育の重要な役割である。

そこで、函南小学校では、「生きる力」を育むための教育実践を継続実施し、一人一人の子どもへ「確かな学力」、「豊かな感性」、「健やかな心身」を育成することを目指して、教育課程の工夫改善を計画している。子どもの実態把握や的確な見取りに基づく授業改善、教職員の資質向上のための継続的・段階的な研修、また、コミュニティスクールを柱とする保護者や地域との連携・協働の体制づくりなどである。

これらを推進していく為に、2学期制の教育課程を編成することが適切であると考える。

1 2学期制の実施のために以下のような条件整備を実施する。

- (1) 保護者との面談及び教育相談の実施（十分な時間配分を確保して）
 - ①保護者面談の実施（7月…全保護者対象・12月…希望及び必要と認めた保護者）
 - ②長期休業までの学校生活のあらわれについて説明
 - ③教師と保護者で、有意義な長期休業の過ごし方について、課題を明確にする。
 - (2) 学びを深化・発展・統合させるための総合的な学習の展開
（学習の連続と夏季休業の有効活用）
 - (3) 2学期制をより機能させるバランスの良い学校行事等の配置
 - (4) 保護者、地域との協働を目指す開かれた教育課程の編成と実施
（コミュニティスクールの推進）
- その結果、次のような子どもの変容が期待できる2学期制が可能になる。

2 確かな学力の保障のために

- (1) 子ども自らが課題を設定し、目的意識をもった学習プロセスができる。
 - ①子どもが「主体的・対話的で深い学び」に向かう授業の研究実践
 - ②指導と評価の一体化を目指した教育活動の実践
 - ③キャリア教育の理念を生かした教科指導・体験活動の推進
- (2) ゆとりをもった学習時間により基礎・基本の定着が図れる。
- (3) 問題解決型の学習ができる。
- (4) 個に応じた指導と評価ができる。
 - ①長期休業での様々な体験が期待できる。
 - ②通知表作成事務に替わり子どもの学習の経過を見取ることができる。
 - ③長期休業の過ごし方について個別に指導する余裕が生まれる。
 - ④長期休業中の学びの確認や発表に十分な時間を確保できる。
- (5) 総合的な学習の時間において、地域と一体となった活動ができる。
- (6) 読書や保健衛生の活動など、家庭と連携した活動ができる。

様式第 6 号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函丹小第 170 号

令和7年2月17日

函南町教育委員会 様

函南町立丹那小学校長 土屋 清隆



別紙のとおり令和7年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 7 年度教育課程編成表

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土 屋 清 隆

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	105		99	204
第 2 学年	105		99	204
第 3 学年	105		99	204
第 4 学年	105		99	204
第 5 学年	105		99	204
第 6 学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	10 月 10 日	4 月 7 日	
第 2 学期	10 月 14 日	3 月 19 日		
第 3 学期	月 日	月 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 2 日から	10 月 3 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6 月 26 日から	6 月 27 日まで	場所	丹那小学校・体育館
その他 主 な 行 事	玄岳遠足	5 月 2 日	内容	全校児童と保護者、地域の方々と共に玄岳に登る。
	オール丹那運動会	10 月 25 日	内容	丹那幼稚園と合同で実施する(CS、PTA、地域住民も参加)
	ありがとうの会	2 月 27 日	内容	全校児童から地域の方・6年生へ感謝の気持ちを伝える
			内容	

(3) 休業日

学年始休業日	7 年 4 月 1 日(火)から 7 年 4 月 6 日(日)まで
夏季休業日	7 年 7 月 24 日(木)から 7 年 8 月 26 日(火)まで
冬季休業日	7 年 12 月 24 日(水)から 8 年 1 月 5 日(月)まで
学年末休業日	8 年 3 月 20 日(金)から 8 年 3 月 31 日(火)まで
その他校長が必要と認めた休業日	10月27日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	318	326	257	252	182	180
	社会			70	90	100	105
	算数	145	186	185	182	181	177
	理科			90	105	105	105
	生活	112	114				
	音楽	70	70	60	60	50	50
	図工	70	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	105	105	110	105	90	95
	外国語					70	70
	教科小計 A	820	871	832	854	888	887
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	44	46	35	35	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E		898	952	1007	1029	1029	1028
特別活動 II	児童(生徒)会活動	1	1	1	3	3	3
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	23	24	26	38	38	36
	小 計 F	24	25	27	49	49	47
打 切 時 数 G		60	43	27	26	26	29
総時数 A + B + C + D + E + F + G		982	1020	1061	1104	1104	1104

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立丹那小学校

校長名 土屋 清 隆

令和7年度の教育課程を編成するにあたり、丹那小学校で二学期制を実施する理由は下記のとおりである。

記

本校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、カリキュラムマネジメントを生かして、教科等横断的な学習を推進し、誰一人取り残さない指導を進めていきたいと考えている。また、一人一台端末を、より有効に活用する手立てを考え、ICTを活用した個別最適な学びを進め、子供の学ぶ力の向上を図っていききたい。そのために、令和7年度も二学期制を実施し、連続的学習活動を展開することで、授業時数を確保し、長いスパンでの探究型の学びに取り組んでいくことができるようにする。教職員や子供にゆとりを持たせることもできると考えられる。

また、学習指導要領で掲げられている「社会に開かれた教育課程」を推進するために、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携するよう、CSオール丹那会議を位置付けている。CSオール丹那会議では、丹那小の良さや課題を共有し、学校と地域、保護者が一体となって取り組む「魅力的ある学校」づくりの在り方について話し合った。また、会議をとおして、地域の方と共に学び、地域を大切に思う気持ちを子供たちに育んでいくことの価値を確認した。

以上のことから、丹那小学校の強みを最大限に発揮するために、地域と共に創り上げていく教育を進める教育課程を編成した。

様式第 6 号 (第12条関係)

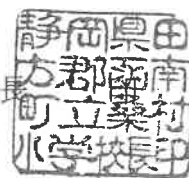
教育課程等編成申請書

函桑小 第30/号

令和7年2月14日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校長



別紙のとおり令和7年度教育課程及び授業日時数を、函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

令和 7 年度教育課程編成表

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 関口 直

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	105		99	204
第 2 学年	105		99	204
第 3 学年	105		99	204
第 4 学年	105		99	204
第 5 学年	105		99	204
第 6 学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	10 月 10 日	4 月 7 日	
第 2 学期	10 月 14 日	3 月 19 日		
第 3 学期	月 日	月 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 2 日から	10 月 3 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	6 月 19 日から	6 月 20 日まで	場所	校内
その他 主な 行事	原生林探検	5 月 2 日	内容	原生林散策 縦割り班活動
	運動会	10 月 25 日	内容	縦割り班を中心とした運動会
	持久走記録会	11 月 26 日	内容	自分のめあてに向けて取り組むタイム走
	6 年生を送る会	2 月 20 日	内容	6 年生に感謝の意を伝え、励ます児童集会

(3) 休業日

学年始休業日	7 年 4 月 1 日(火)から 7 年 4 月 6 日(日)まで
夏季休業日	7 年 7 月 24 日(木)から 7 年 8 月 26 日(火)まで
冬季休業日	7 年 12 月 24 日(水)から 8 年 1 月 5 日(月)まで
学年末休業日	8 年 3 月 20 日(金)から 8 年 3 月 31 日(火)まで
その他校長が必要と認めた休業日	R 7 年 10 月 27 日(月) 運動会振替休業日

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	317	326	255	253	182	181
	社 会			74	93	104	109
	算 数	146	185	184	181	182	181
	理 科			97	109	110	109
	生 活	110	112				
	音 楽	75	76	63	63	52	52
	図 工	75	76	64	64	52	52
	家 庭					60	55
	体 育	112	112	113	113	95	95
	外国語					70	70
	教科小計 A	835	887	850	876	907	904
	道 徳 B	34	35	35	35	35	35
	外国語活動 C			35	35		
	総合的な学習の時間 D			77	73	75	72
特活 I	学級活動 E	44	41	40	40	40	40
総授業時数 A + B + C + D + E		913	963	1037	1059	1057	1051
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	2	2	2	2	2	2
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	27	28	27	39	41	45
	小 計 F	29	30	29	47	49	53
打 切 時 数 G		29	30	29	47	49	53
総時数 A + B + C + D + E + F + G		971	1023	1095	1153	1155	1157

函南町学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立桑村小学校

校長名 関口 直

本校では、令和7年度も2学期制を継続し、週3回のモジュール学習を取り入れた週27コマの教育課程を編成し、学校教育目標の具現化をめざしていきたいと考えている。2学期制を継続し、モジュール学習を取り入れた理由は、以下の3点である。

(1) 授業時数を確保しやすい。

3学期制では7月、12月は学期末となり成績処理等で時数の確保が難しいが、2学期制ならば長期休業に入る直前までゆったり授業をすることが可能であるという大きなメリットがある。そのゆとりが、子供と丁寧に関わる時間につながっている。

(2) モジュール学習を活用して、つけたい資質能力の育成を明確にする。

学校教育目標「夢に向かい 感性を育む 桑っ子」を具現化するために、日々の授業で子供たちが、自分の思いを大切にし深く考える力を育成したい。そこで、45分間の授業時間を、課題に対して自分の考えを深めたり広げたりする時間にするために、知識・技能を定着させる学習をモジュール学習の中で扱っていく。そうすることで、授業時間を効果的に活用し、自分の思いを大切に、深く考える力が育成されたいと考える。

(3) 職員のゆとりが感性を育む子の育成につながる

学校教育目標を具現化するためには、子供が感じていることや伝えたいことを見取る教師の力量や余裕が必要となる。また、子供が感じたことを表現する環境の設定も必要となる。そこで、モジュール学習を含めて週27コマの授業時数として、放課後の時間や執務時間を確保し、子供理解や教材研究を十分に行う時間を確保した。また、時間を生み出した放課後に、子供を見取る研修や職員の力量を高める研修を実施することができる。

2学期制の実施は、児童や保護者、教職員にもかなり浸透している。また、モジュール学習を取り入れて3年目を迎えるが、モジュール学習を取り入れたことで、本校の子供たちへの指導や支援も明確になったり、職員の働き方改革にもつながったりしている。学校教育目標を具現化するための教育課程を編成し、「夢に向かい 感性を育む 桑っ子」の育成につなげていきたい。

様式第6号（第12条関係）

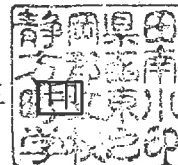
教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函東小第349号

令和7年 2月 17日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校長 松下八十二



別紙のとおり令和7年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和7年度教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 松下 八十二

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	105		99	204
第2学年	105		99	204
第3学年	105		99	204
第4学年	105		99	204
第5学年	105		99	204
第6学年	105		99	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	10月10日	4月7日	
第2学期	10月14日	3月19日		
第3学期	月 日	月 日		3月19日
修学旅行	11月13日から	11月14日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	10月23日から	10月24日まで	場所	東小学校
その他 主な 行事	スポーツデイ	6月6日	内容	体育的行事を通じた仲間づくり
	防災キャンプ	10月23日・24日	内容	地域・保護者とともに防災意識を高め合う
	光の子ランド	12月3日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとうの会	2月27日	内容	6年生やお世話になった方々に 感謝の気持ちを伝えるきっかけづくり

(3) 休業日

学年始休業日	7年4月1日(火)から 7年4月6日(日)まで
夏季休業日	7年7月24日(木)から 7年8月26日(火)まで
冬季休業日	7年12月24日(水)から 8年1月5日(月)まで
学年末休業日	8年3月20日(金)から 8年3月31日(火)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	316	321	245	181	179	180
	社会			70	90	105	110
	算数	146	175	175	175	180	175
	理科			90	105	105	105
	生活	112	115				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	104	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	814	856	805	776	889	885
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	34	35	35	35	35	35
総授業時数 A + B + C + D + E		882	926	980	951	1029	1025
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	3	3	3	3	14	14
	クラブ活動				8	8	8
	学校行事	26	24	24	23	38	45
	小 計 F	29	27	27	34	60	67
打 切 時 数 G		25	25	39	48	45	45
総時数 A + B + C + D + E + F + G		936	978	1046	1033	1134	1137

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函南町立東小学校

校長名 松下 八十二

令和6年度は、学校教育目標「しなやかでともに学ぶ子 やり抜く子」の実現をめざし、次の3つの教育課題を掲げ教育活動を推進し、以下のような成果が子供の姿としてあらわれた。

1 落ち着いた学習環境を整え、個別最適化された学びの推進を通して学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着を図る。

- ・清掃、学習等モジュールを設定し、毎日同じリズムで生活できるよう日課を固定することで、時間を意識しながら主体的に行動できる子が増えている。
- ・三大テストに向けて、子供自らが目標設定し、目標に向けた学びの道しるべを立てることを通して、学習意欲の向上へとつながった。また、テスト結果を保護者とともに振り返り、次の三大テストへとつなげることで評価・改善しながら学びを深めることができた。
- ・自他のよさを認め合う協働的な学びを通して、温かな人間関係を築き、友達を大切にしている子が増えている。
- ・発達段階やバイオリズムに配慮し、サンタイムは全校児童が外へ出て日光を浴びながら心身を整えることで、メリハリある生活を送ることができている。

2 一人一人の居場所づくりと共有体験の場を増やすことに努め、自尊感情の涵養を図る。

- ・話し合い活動を起点に主体的に活動する児童が増えた。
- ・QUを実施し、学級の強み・弱みをつかんだ上で教育活動を展開することで、担任に留まらず多くの職員の共通理解のもと、一人一人が安心できる居場所づくりができた。
- ・計画委員主催のペア活動実施やペア学年同士の活動を推進することで、学年間の交流が増え、学年を超えた友好関係を築けた。
- ・ステップルーム設置に向けて試動することを通して、誰もが安心できる学校づくりへの教職員の意識が高まっている。また、前半学校へ足を運ぶことができなかった子供も、定期的に通えるようになっている。

3 保護者・地域との信頼を基盤とする開かれた学校づくりを推進する。

- ・CS東小会議を核とした地域連携行事を実施することにより保護者や地域の意向を吸い上げながらよりよい教育活動を展開できている。
- ・通級指導教室が有効的に機能し、困り感を感じている児童や保護者のサポートができ、学級での生活もスムーズになる児童が増えた。
- ・外部機関と連携し、ケース会議を開くことで、児童、保護者、担任へのサポート体制が確立できている。

上記のような成果や子供のあらわれをもとに、令和7年度も学校教育目標を「しなやかでともに学ぶ子 やり抜く子」とし、優しさあふれる光の子、友達とかかわる光の子、進んで挑戦する光の子を合い言葉にしながら子供たちが思いやりにあふれ、自主性・主体性を伸ばすことを重点に置いた教育活動を推進する。

また、目指す子供像を育成するために4ステージに分けてミッション目標を掲げて振り返りを行っていく。子供の現状に合わせ、具体的な手立てを講じながら魅力ある教育活動を展開していきたい。本校の教育活動の柱となる防災キャンプやスペシャルイングリッシュデイを通して、保護者や地域と連携し、学校を核とした地域の活性化へ向けてつながりを深めていけるようにする。また、幼稚園も隣接されていることから、幼稚園と合同の引き渡し訓練を実施するなど、交流活動も活性化していくことで、学校教育目標に掲げる子の育成を図っていく。

令和7年度はより地域の核となるべく「つながり」を意識した教育活動を推進し、本校ならではの教育課程を工夫することで学校教育目標の実現を図り、魅力ある学校づくりを推進していくとともに、函南町の目指す子供の育成を図っていききたい。

様式第6号（第12条関係）

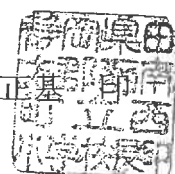
教育課程等編成申請書

函西小第 485 号

令和7年2月14日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長 久保田



別紙のとおり令和7年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成したので、理由書を添え承認を申請します。

別紙

令和 7 年度教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 久保田 正基

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	104		100	204
第 2 学年	104		100	204
第 3 学年	104		100	204
第 4 学年	104		100	204
第 5 学年	104		100	204
第 6 学年	104		100	204

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 9 日	10 月 10 日	4 月 9 日	
第 2 学期	10 月 14 日	3 月 19 日		
第 3 学期	月 日	月 日		3 月 19 日
修学旅行	10 月 16 日から	10 月 17 日まで	場所	東京方面
集団宿泊訓練	11 月 6 日から	11 月 7 日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	運動会	5 月 24 日	内容	学年ごと学級対抗で実施
	ひめしゃらの集い	12 月 5 日	内容	学級単位で発表等の活動
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	7 年 4 月 1 日(火)から 7 年 4 月 8 日(火)まで
夏季休業日	7 年 7 月 24 日(木)から 7 年 8 月 25 日(月)まで
冬季休業日	7 年 12 月 25 日(木)から 8 年 1 月 5 日(月)まで
学年末休業日	8 年 3 月 20 日(金)から 8 年 3 月 31 日(火)まで
その他校長が必要 と認めた休業日	5 月 26 日(月) 運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	323	330	250	248	176	176
	社 会			75	93	101	106
	算 数	144	185	182	181	177	176
	理 科			95	107	106	106
	生 活	115	118				
	音 楽	77	75	65	62	51	51
	図画工作	79	75	67	62	51	51
	家 庭					60	55
	体 育	112	110	108	106	90	90
	外国語					70	70
	教科小計 A	850	893	842	859	882	881
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	35	36	37	37	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		919	964	1019	1036	1024	1023
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	6	6	6	18	18
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	19	15	17	16	36	32
	小 計 F	25	21	23	28	60	56
打 切 時 数 G		42	35	62	83	63	68
総時数 A + B + C + D + E + F + G		986	1020	1104	1147	1147	1147

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項の規定に従い編成した理由書

学校名 函 南 町 立 西 小 学 校

校長名 久 保 田 正 基

令和6年度に2学期制を実施したところ、下記の利点を確認できたので、令和7年度も2学期制により教育課程を編成した。

○1学期、2学期、それぞれを2つのステージに分け、ステージごとに取り組むべき重点目標を設定して、それに合う学校行事や学年行事などの教育活動を展開した。朝会等で学校全体で目標を共有し合うことで、同じ方向性で取り組み、教育的効果を上げることができた。

○学期が長いので、学期終盤には自分の成長を振り返る機会を設けることで、成長の度合いを自覚することができた。また2学期に分けることで、学習の連続性が確保でき、基礎基本の確実な定着を図ることができた。

○7月、12月の時期に落ち着いて授業に取り組んだり、保護者面談を通して、直接、子供の成長を共有したりできた。

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函中第243号

令和7年 2月 14日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長



別紙のとおり 7年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

別紙

令和7年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 若 月 哲 也

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	74	80	50	204
第2学年	74	80	50	204
第3学年	74	80	50	204
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	7月23日	4月7日	
第2学期	8月27日	12月23日		
第3学期	1月6日	3月19日		3月19日
修学旅行	5月21日から	5月23日まで	場所	京都・奈良
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主 な 行 事	蒼龍祭文化の部	10月3日	内容	合唱、英語スピーチ、合奏など
	蒼龍祭体育の部	10月31日	内容	縦割りによる色別競技など
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	7年4月1日(火)から	7年4月6日(日)まで
夏季休業日	7年7月24日(木)から	7年8月26日(火)まで
冬季休業日	7年12月24日(水)から	8年1月5日(月)まで
学年末休業日	8年3月20日(金)から	8年3月31日(火)まで
その他校長が必要と認めた休業日		

2 教育課程表

教科領域等		学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国語		140	140	105			
	社会		105	105	140			
	数学		140	105	140			
	理科		105	140	140			
	音楽		45	35	35			
	美術		45	35	35			
	保健体育		105	105	105			
	技術・家庭		70	70	35			
	外国語		140	140	140			
	教科小計	A	895	875	875			
	道 徳	B	35	35	35			
	外国語活動	C						
	総合的な学習の時間	D	50	70	70			
特活Ⅰ	学級活動	E	41	42	41			
	総授業時数 A+B+C+D+E		1021	1022	1021			
特別活動Ⅱ	児童(生徒)会活動		8	8	8			
	クラブ活動							
	学校行事		27	27	27			
	小 計	F	35	35	35			
	打 切 時 数	G	85	84	85			
	総時数 A+B+C+D+E+F+G		1141	1141	1141			

様式第6号（第12条関係）

教 育 課 程 等 編 成 申 請 書

函東中 第 334 号

令和7年2月17日

函南町教育委員会 様

函南町立東中学校長 小松 孝洋



別紙のとおり令和7年度教育課程及び授業日時数を、函南町立小・中学校管理規則
第5条第2項の規定に従い編成したので、承認を申請します。

令和 7 年度教育課程編成表

学校名 函 南 町 立 東 中 学 校

校長名 小 松 孝 洋

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	74	80	50	204
第 2 学年	74	80	50	204
第 3 学年	74	80	50	204
第 4 学年				
第 5 学年				
第 6 学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	7 月 23 日	4 月 7 日	
第 2 学期	8 月 27 日	12 月 23 日		
第 3 学期	1 月 6 日	3 月 19 日		3 月 19 日
修学旅行	5 月 14 日から	5 月 16 日まで	場所	奈良、京都
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主 な 行 事	職場体験学習	5 月 14 日	内容	2 年生による職場での体験学習
	柏友祭合唱の部	9 月 26 日	内容	合唱コンクール
	柏友祭体育の部	10 月 16 日	内容	学年種目、全級リレー、集団演技
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	7 年 4 月 1 日(火)から 7 年 4 月 6 日(日)まで
夏季休業日	7 年 7 月 24 日(木)から 7 年 8 月 26 日(火)まで
冬季休業日	7 年 12 月 24 日(水)から 8 年 1 月 5 日(月)まで
学年末休業日	8 年 3 月 20 日(金)から 8 年 3 月 31 日(火)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	141	106			
	社会	106	106	141			
	数学	141	106	141			
	理科	106	141	141			
	音楽	46	36	36			
	美術	46	36	36			
	保健体育	106	106	106			
	技術・家庭	71	71	36			
	外国語	141	141	141			
教科小計 A		904	884	884			
道 徳 B		36	36	36			
外国語活動 C							
総合的な学習の時間 D		51	71	71			
特活 I	学級活動 E	36	36	36			
総授業時数 A + B + C + D + E		1027	1027	1027			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	8	8	8			
	クラブ活動						
	学校行事	35	37	35			
	小 計 F	43	45	43			
打 切 時 数 G		44	44	44			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1114	1116	1114			

○函南町立小・中学校管理規則（抜粋）

昭和 32 年 4 月 1 日教委規則第 2 号

函南町立小・中学校管理規則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき、函南町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

（学年）

第 2 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（学期）

第 3 条 学年を次の 3 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、学期及び学期の期間を別に定めることができる。

（休業日）

第 4 条 休業日は、次のとおりとする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

（2）日曜日

（3）土曜日

（4）学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 8 日までの間において、校長が定める期間

（5）夏季休業日 7 月 15 日から 8 月 31 日までの間において、校長が定める期間

（6）冬季休業日 12 月 15 日から翌年 1 月 10 日までの間において、校長が定める期間

（7）学年末休業日 3 月 15 日から 3 月 31 日までの間において、校長が定める期間

（8）前各号のほか、校長が必要と認めた休業日

2 前項第 4 号から第 8 号までの休業日を設けようとするときは、校長はその期間、事由及び実施計画書を添え、函南町教育委員会（以下「委員会」という。）へ届け出なければならない。

第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱い等

（教育課程及び授業日時数）

第 5 条 学校の教育課程及び授業日時数は、学習指導要領及び別に定める基準により校長が編成する。

2 前項の規定により、教育課程及び授業日時数を定めたときは、校長は、速やかに委員会に届け出なければならない。届け出の後、これを変更したときも同様とする。

（授業日変更停止等）

第 6 条 校長は、学習指導要領に基づいた学校行事に伴い、授業日と休業日（ただし、国民の祝日を除く。）を相互に変更しようとする場合は、委員会に届け出て、その他の場合で授業日と休業日を相互に変更しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

2 非常変災その他急迫の事情のため臨時に授業を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を委員会に報告しなければならない。

（特別活動）

第 7 条 学校の行なう特別活動は、別に定める基準により計画し、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、特別の事情により基準をこえて実施しようとする場合は、あらかじめ委員会の承認を得なければならない。

議案第 9 号

令和 7 年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

令和 7 年度の図書特別整理期間として、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項第 4 号の規定により、町立図書館の休館日を定めたいので、教育委員会の承認を求める。

休館日 令和 8 年 2 月 24 日 (火) から 3 月 4 日 (水) まで

令和 7 年 2 月 26 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

年 1 回の蔵書点検作業など行う図書特別整理期間を、町立図書館休館日に定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号
改正 平成26年4月22日教委規則第6号
平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

- 2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。
- 3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、

視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
- (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの（利用者カード）

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用者カードの取扱い）

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。

2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。

4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。

（団体貸出し）

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内の教育施設その他公共施設
- (2) 町内の社会教育関係団体
- (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等

3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。

（団体利用者カード）

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。

（団体利用者カードの取扱い）

第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。

（貸出しに係る禁止事項）

第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。

（館外貸出しの停止）

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するとき、期間を定めて貸出しを停止することができる。

- (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
- (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。

（図書館資料の複製）

第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。

3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

（寄贈）

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

（図書館協議会）

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

（職員）

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第10号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱(令和4年函南町教育委員会告示第5号)の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年2月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和4年函南町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前														
改正後														
資料形式（第3条第4項）（別添 第3条第4項第4号）														
特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・算出額算出表														
資料形式（第3条第4項）（別添 第3条第4項第4号）														
特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・算出額算出表														

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

改正前

(整理番号) No.

保護者等（申請者）氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等		※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		学 校 長 認 印													
世帯の収入状況		世 帯 の 状 況 (前 年 12 月 末 日 現 在)				需 要 額 等																	
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		保 護 者 等 氏 名		生 年 月 日 (満 年 齢)		続 柄		個人別総所得額 (給与所得又は公的年金所得の有無)		教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準											
										通 学 費		※ 学 校 給 食 費		※ 基 準 額		第 1 類		※ 期 末 一 時 扶 助 費		第 2 類		※	
所得 控 除 前 の	総所得金額☆	円	※	年 月 日 (才)	円 ※	□給与所得有 □公的年金有										円		円		f (基準額)			
	退職所得金額		※	年 月 日 (才)	円 ※	□給与所得有 □公的年金有														g (地区別冬季加算額)		円	
	山林所得金額		※	年 月 日 (才)	円 ※	□給与所得有 □公的年金有																円 ※	
	計	A	※	年 月 日 (才)	円 ※	□給与所得有 □公的年金有														h 住宅扶助基準			
所得 控 除	社会保険料		※	年 月 日 (才)	円 ※	□給与所得有 □公的年金有																円	
	生命保険料		※	年 月 日 (才)	円 ※	□給与所得有 □公的年金有														i 需 要 額 ※ (a～hの合計)		円	
	地震保険料		※	子 等 の 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄	在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級の在籍)																
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ		※	年 月 日 (才)					円		円		円										
	計	B	※	年 月 日 (才)																			
所得額(A－B)		C	※	年 月 日 (才)																	収 入 額 ※ 需 要 額		
所得月額(C×1/12)		D	※	年 月 日 (才)																	F i =		
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E	※	年 月 日 (才)																			
収入額(D－E)		F	※	合 計						a ※		b ※		c ※		d ※		e ※					
通学費 明細		(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)							特 記 事 項							支弁区分 □Ⅰ段階 □Ⅱ段階 □Ⅲ段階							
									□ 要保護者 (□ 被保護 ・ □ 要保護)														

改正後

別記様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4）

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査

(整理番号) No.

保護者等（申請者）氏名			住所		児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等		第1種における通減率		都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級区分 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2		(仮称番号) No.			
世帯の収入状況			世帯の状況（前年12月末日現在）				需 要 額 等									
			収入のある世帯員 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄 (該当に丸を付け、その他は 具体的に記載)	在学学校名・学年 (特別支援学級名)	教 育 扶 助 基 準				生 活 扶 助 基 準					
							基 準	額	材 代	学 校 給 食 費	通 学 費	第 1 種	額	期 末 一 時 障 害 者 / 母 子 扶 助 費 加 算 額	第 2 種	
所得 控 除 前 の	総所得金額	円		年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他								円	円	円	h (基準額)
	退職所得金額			年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他											i (地区別冬季加算額)
	山林所得金額			年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他											j 生活扶助基準計 (e×通減率、f～iの合計)
	計	A		年 月 日 (才)	父・母・本人 祖父母・その他											
所得 控 除	雑損控除		収入のない世帯員 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄 (該当に丸を付け、その他は 具体的に記載)											
	社会保険料			年 月 日 (才)	本人		円	円	円	円				円	k 住宅扶助基準	
	小規模企業共済等 掛金控除			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他											
	生命保険料			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他										l 需 要 額 (a～d、j、kの合計)	
	地震保険料			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他											
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ			年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他										収 入 額 類 需 要 額	
	計	B		年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他										D = 1	
所得額(A-B)	C		年 月 日 (才)	兄・姉・弟・妹 その他												
収入額(C×1/12)	D	合 計				a	b	c	d	e	f	g				
通学 費 明 細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)					特 記 事 項							支弁区分 ☐ Ⅰ段階 ☐ Ⅱ段階 ☐ Ⅲ段階			
						☐ 要保護者 ☐ 被保護 ☐ 要保護										

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和4年3月22日教委告示第5号）

最終改正:令和5年7月6日教委告示第10号

改正内容:令和5年7月6日教委告示第10号〔令和5年7月6日〕

○函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱

令和4年3月22日教委告示第5号

改正

令和5年7月6日教委告示第10号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、函南町立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者等とする。

（申請）

第3条 就学奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める日までに、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式）に必要な書類を添えて、学校長を経由して教育委員会に申請するものとする。

（認定）

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、就学奨励費を受ける者として認定するとともに、第6条に定める支弁区分を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により支弁区分を決定したときは、申請者及び当該児童生徒の在籍する学校長に対して通知するものとする。

（支給の範囲及び支給額）

第5条 就学奨励費の支給対象となる範囲及び金額は、次に掲げるとおりとする。

（1）学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食に要する経費で、保護者等が負担することとなる額の2分の1の額

（2）通学費 児童生徒に係る最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の全額

（3）職場実習交通費 中学校の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の全額

（4）交流及び共同学習交通費 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の全額

（5）修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要とする交通費、宿泊費、見学料及び参加者全員が均一に負担することとなるその他の経費の2分の1の額

（6）校外活動費

ア 宿泊を伴わないもの 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料の2分の1の額

イ 宿泊を伴うもの 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料の2分の1の額

（7）学用品・通学用品購入費 児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費の2分の1の額とする。この場合において、次に掲げる費目は、学用品・通学用品の購入費の加算分として支給するものとする。

ア 体育実技用具費 中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。））で、当該授業を受け

る生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、柔道着又は防具一式等のいずれか一つの用具購入費

イ 拡大教材費 弱視の児童生徒が授業において使用する拡大教材の購入費

ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 小中学校に入学する児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入額

(8) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)の2分の1の額

2 支給額は、予算の範囲内において、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱(昭和62年5月1日文部大臣裁定)に基づき定められる限度額に準じるものとする。

(支給の基準)

第6条 就学奨励費の支給の基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童生徒の保護者等を除き、次の各号に掲げる支弁区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 世帯の収入額が需要額の1.5倍未満の場合(以下「支弁区分Ⅰ段階」という。) 前条第1項各号に掲げる就学奨励費の費目

(2) 世帯の収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合(以下「支弁区分Ⅱ段階」という。) 前条第1項第1号から第7号に掲げる就学奨励費の費目

(3) 世帯の収入額が需要額の2.5倍以上の場合(以下「支弁区分Ⅲ段階」という。) 前条第1項第2号から第4号までに掲げる費目のうち2分の1以内の額

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者等及び函南町就学援助支給要綱(平成31年函南町教育委員会告示第3号)第2条の規定により認定を受けている児童生徒の保護者等にあつては前条第3号及び第4号の交通費を支給するものとする。この場合において、支給額は前項の例による。

(就学奨励費の支給)

第7条 就学奨励費は、保護者等の委任状により請求・受領の委任を受けた児童生徒が在籍する学校長の請求により、学校長を経由して保護者等に支給するものとする。

(辞退の届出)

第8条 就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、学校長を経由して辞退届を教育委員会に届け出なければならない。

(支給の取り消し)

第9条 教育委員会は、支給を受けた保護者等が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

(1) 保護者等が就学奨励費の受給を辞退したとき。

(2) 第2条に掲げる支給対象者の要件を欠くこととなったとき。

(3) その他教育委員会が認定を取り消すことが適当と認めたとき。

(就学奨励費の返還)

第10条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたと認めたときは、就学奨励費の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月6日教委告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第11号

函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年2月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

教職員の勤務時間帯の変更実施簿の様式について、県の通知に伴い、新規に追加するものです。

函南町教育委員会訓令乙第 号

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
(勤務時間の割振り等) 第17条 (略) 2 (略) 3 校長は、特定の日又は週において前2項で提出した勤務時間の割振りと異なる割振りを実施するときは、変形労働時間制による割振り簿（様式第34号）を作成する。 4 (略)	(勤務時間の割振り等) 第17条 (略) 2 (略) 3 校長は、特定の日又は週において前2項で提出した勤務時間の割振りと異なる割振りを実施するときは、変形労働時間制による割振り簿（様式第34号）を作成する。 <u>ただし、校務運営上の都合により臨時的に勤務時間帯を変更する必要がある場合は、勤務時間帯の変更実施簿（様式第34号の2）を作成する。</u> 4 (略)

改正前	改正後																																																																																
	様式第34号の2（第17条関係） 勤務時間帯の変更実施簿 学校名 <table border="1"><tr><td>校長</td><td>教頭</td><td>事務主任</td><td>担当</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>氏名</th><th>勤務を割り振る日・時間</th><th>勤務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）</td><td></td></tr></tbody></table> (注) 1 個人別又は小集団の教職員の勤務時間帯変更を行う場合に記入すること。 2 年間行事計画に定める行事の運営等において全校的に勤務時間帯を変更する場合は、作成を省略して差し支えないこと。	校長	教頭	事務主任	担当					職名	氏名	勤務を割り振る日・時間	勤務の内容			月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）				月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）	
校長	教頭	事務主任	担当																																																																														
職名	氏名	勤務を割り振る日・時間	勤務の内容																																																																														
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															
		月 日（ ） 時 分～ 時 分（時間 分）																																																																															

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

勤 務 時 間 帯 の 変 更 実 施 簿

学校名

校 長	教 頭	事務主任	担 当

職 名	氏 名	勤 務 を 割 り 振 る 日 時 ・ 時 間	勤務の内容
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	
		月 日（ ） 時 分～ 時 分 （ 時間 分）	

（注） 1 個人別又は小集団の教職員の勤務時間帯変更を行う場合に記入すること。
2 年間行事計画に定める行事の運営等において全校的に勤務時間帯を変更する場合は、作成を省略して差し支えないこと。



教総第 402 号の 2
令和 6 年 3 月 1 日

各市町教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

教職員の勤務時間の割振り等に関する基準の運用について及び教職員の勤務時間の
割振り等に関する基準Q&Aの改正について（通知）

教職員の勤務時間管理については、法令、条例、規則等の規程及び教職員の勤務時間の割振り等に関する基準（平成 13 年静岡県教育委員会告示第 8 号。以下「基準」という。）に基づき、実施してきたところですが、学校教職員の勤務の柔軟性の確保と学校運営の両立の観点から、基準の運用及び基準Q&Aの改正を下記のとおり行いました。

については、各学校において、今回の改正の趣旨を十分踏まえるとともに、教職員の健康と福祉に配慮して、働きやすい職場環境づくりを進め、かつ、基準を恣意的に解釈することなく、厳正な取扱いがなされるよう配慮願います。

なお、貴教育委員会所管の学校にも配布願います。

記

- 1 「教職員の勤務時間の割振り等に関する基準の運用について」の一部改正
 - (1) 改正内容（新旧対照表、条例・規則等比較表）別紙 1のとおり
 - (2) 改正後全文 別紙 2のとおり
 - (3) 留意事項
 - ア 恒常的に勤務時間帯を変更する必要がある場合には、勤務時間の割振り実施届により届け出ること
 - イ 勤務時間帯の変更に当たっては、教職員に負担のないよう配慮すること
 - ウ 個人別又は小集団の変更については、当該教職員と事前によく調整の上、変更当日までに一定の時間間隔をおいて命じ、周囲の教職員にも当該変更が認識されるよう配慮すること
 - エ 勤務時間帯の変更を行った場合、特に勤務時間の開始及び終了時刻を早めたときには、変更後の勤務時間終了後に速やかに教職員が退庁できるよう配慮すること
- 2 「教職員の勤務時間の割振り等に関する基準Q&A」の一部改正
改正内容 別紙 3のとおり

【担 当】 教育総務課 勤務条件・監察班（054-221-3144）
義務教育課 人事班（054-221-3151）

「勤務時間帯の変更」の運用拡大

○ 概要

校務運営上の都合により勤務時間の長さを変えず始業・終業時刻を繰上げ・繰下げする「勤務時間帯の変更」制度について、勤務時間の割振り等に関する基準の運用通知及びQ&Aの改正により下記のとおり運用を拡大する。(令和6年4月1日施行)

	現行	改正(運用拡大)
勤務時間帯を変更できる場合	○ 年間行事計画等に位置づけられ、行事等の都合により必要な場合 ⇒運動会などの準備が該当し、<u>原則として個人別の変更は認めない(例外を限定的に例示)</u>	○ <u>校務運営上の都合※1により臨時的※2に必要な場合</u> ※1 教職員の自己都合によるものではないこと ※2 恒常的に勤務時間帯を変更する場合、学校を所管する教育委員会に割振り実施届を提出 ⇒<u>従前の全校的行事に加え、個人別又は小集団の教職員が臨時的に対応する場合も対象</u>

対象職員	○ 学校で勤務時間の割振りを行う常勤職員等(※) (※育児短時間勤務職員は対象外…教育委員会で勤務時間含め承認済)
配慮事項等	○ 教職員に負担のないよう配慮 ○ 個人別又は小集団の変更は、当該教職員と調整の上、変更当日までに一定の時間の余裕をもって命じる(「勤務時間帯の変更実施簿」に記載) ○ 変更後の勤務時間を予定表に明示するなど、周囲の教職員にも当該変更が認識されるよう配慮 ○ 勤務時間の開始及び終了時刻を早めたときは、勤務時間終了後に速やかに退庁できるよう配慮 ○ 休憩時間の変更や夜間勤務手当等の支給が必要となるケースに留意 ○ 授業やホームルーム等の通常業務が正規の勤務時間内に収まるよう留意

教職員の勤務時間の割振り等に関する基準の運用について（通知）

（平成 20 年 3 月 31 日 教総第 504 号 教育長通知）の一部改正

改正前	改正後
5 勤務時間帯の変更 勤務の開始時刻及び終了時刻は、各学校ごとに定められているものであるが、<u>あらかじめ、年間行事計画等に位置づけられており、行事等の都合により必要な場合であつては</u>、通常の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更できるものとする。ただし、変更にあたっては、教職員に負担のないよう配慮すること。 6 割振りの届出及び教職員への周知 (1) 校長は、勤務時間の割振りを実施したときは、次の様式により処理することとし、年度当初の勤務時間の割振りを記載した様式第 1 号については、所管の教育委員会に速やかに届け出ること。その他については、教育委員会への届出は要しない。 ア 勤務時間の割振り実施届（様式第 1 号） イ 週休日振替簿兼代休日指定簿（様式第 2 号） ウ 変形労働時間制による割振り簿（様式第 3 号）	5 勤務時間帯の変更 勤務の開始時刻及び終了時刻は、各学校ごとに定められているものであるが、<u>校務運営上の都合により臨時的に必要な場合にあつては</u>、通常の勤務の開始時刻及び終了時刻を変更できるものとする。ただし、変更にあたっては、教職員に負担のないよう配慮すること。 6 割振りの届出及び教職員への周知 (1) 校長は、勤務時間の割振りを実施したときは、次の様式により処理することとし、年度当初の勤務時間の割振りを記載した様式第 1 号については、所管の教育委員会に速やかに届け出ること。その他については、教育委員会への届出は要しない。 ア 勤務時間の割振り実施届（様式第 1 号） イ 週休日振替簿兼代休日指定簿（様式第 2 号） ウ 変形労働時間制による割振り簿（様式第 3 号） エ <u>勤務時間帯の変更実施簿（様式第 4 号）</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

勤 務 時 間 帯 の 変 更 実 施 簿

学 校 名 _____

校 長	副校長	教 頭	事務長	担 当

職名	氏 名	勤務を割り振る日時・時間	勤 務 の 内 容
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	
		月 日 () 時 分～ 時 分 (時間 分)	

(注) 1 個人別又は小集団の教職員の勤務時間帯変更を行う場合に記入すること。
2 年間行事計画に定める行事の運営等において全校的に勤務時間帯を変更する場合は、作成を省略して差し支えないこと。

○函南町立小・中学校処務規程

平成13年6月1日教委訓令第4号

改正

平成14年2月19日教委訓令第1号
平成15年2月20日教委訓令第1号
平成16年3月26日教委訓令第1号
平成18年3月30日教委訓令第2号
平成20年4月1日教委訓令第1号
平成21年4月1日教委訓令第1号
平成21年12月1日教委訓令第4号
平成22年12月1日教委訓令第1号
平成23年4月1日教委訓令第1号
平成25年1月1日教委訓令第1号
平成29年2月24日教委訓令第1号
平成30年3月27日教委訓令第1号
令和2年3月25日教委訓令第1号
令和4年3月15日教委訓令乙第1号
令和5年2月27日教委訓令乙第1号
令和6年2月28日教委訓令乙第1号

函南町立小・中学校処務規程

(勤務時間の割振り等)

- 第17条** 校長は、年度当初、校長及び職員の勤務時間の割振りについて、勤務時間の割振り実施届（様式第33号の1）を委員会へ提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の規定により割振られた正規の勤務時間を変更するときは、勤務時間の割振り変更届（様式第33号の2）を委員会へ提出しなければならない。
- 3 校長は、特定の日又は週において前2項で提出した勤務時間の割振りと異なる割振りを実施するときは、変形労働時間制による割振り簿（様式第34号）を作成する。
- 4 校長は、週休日の振替又は代休日の指定を実施するときは、週休日振替簿兼代休日指定簿（様式第35号）を作成する。

議案第12号

函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正
について

函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱（平成30年函教学第141号教育委員長通知）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年2月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

県費負担教職員の自家用車の公務使用に際し、使用承認の際に学校長に提出する別記様式について、事務の簡素化及び効率化を図るため、改正を行うものです。

函南町教育委員会通知第 号

函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱（平成30年函教学第141号教育委員長通知）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前

別記様式（第5条関係）（用紙：日本産業印刷A4型）

公務に使用する自家用車申請書様式承認書

下記のとおり、「函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」第5条の規定に基づき申請します。なお、届け出た自家用車を公務に使用する場合、自家用車賠償責任保険及び任意保険を使用することを承諾します。

年 月 日

函南町立 学校長 印

職名		氏名	一
申請内容	更新後の有効期限・満期日等	所屬後援団年月日	
免許の種類	①	年 月 日	年 月 日
②	年 月 日	年 月 日	年 月 日
③	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑤	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑥	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑦	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑧	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑨	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑩	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑪	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑫	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑬	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑭	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑮	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑯	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑰	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑱	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑲	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑳	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉑	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉒	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉓	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉔	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉕	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉖	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉗	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉘	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉙	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉚	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉛	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉜	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉝	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉞	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉟	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊱	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊲	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊳	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊴	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊵	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊶	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊷	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊸	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊹	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊺	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊻	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊼	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊽	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊾	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊿	年 月 日	年 月 日	年 月 日

上記、申請について第5条第5項に基づき承諾します。

函南町立 学校長 印

提出日 年 月 日

改正後

別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用車申請書様式承認書

下記のとおり、「函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」第5条の規定に基づき申請します。なお、届け出た自家用車を公務に使用する場合、自家用車賠償責任保険及び任意保険を使用することを承諾します。

年 月 日

函南町立 学校長 印

職名		氏名	印
申請内容	更新後の有効期限・満期日等	所屬後援団年月日	
免許の種類	①	年 月 日	年 月 日
②	年 月 日	年 月 日	年 月 日
③	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑤	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑥	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑦	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑧	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑨	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑩	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑪	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑫	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑬	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑭	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑮	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑯	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑰	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑱	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑲	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑳	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉑	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉒	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉓	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉔	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉕	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉖	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉗	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉘	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉙	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉚	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉛	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉜	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉝	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉞	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㉟	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊱	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊲	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊳	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊴	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊵	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊶	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊷	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊸	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊹	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊺	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊻	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊼	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊽	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊾	年 月 日	年 月 日	年 月 日
㊿	年 月 日	年 月 日	年 月 日

上記、申請について第5条第5項に基づき承諾します。

函南町立 学校長 印

提出日 年 月 日

備考

改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

1

別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用車申請書兼承諾書							
下記のとおり、「函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」第5条の規定に基づき申請します。なお、届け出た自家用車を公務に使用する場合、自家用車賠償責任保険及び任意保険を使用することを承諾します。 年 月 日 函南町立 学校長 様 職名 氏名 印 (自署または押印)							
申請内容	新規・変更	更新後の有効 期限・満期日	更新後の有効 期限・満期日	更新後の有効 期限・満期日	更新後の有効 期限・満期日	更新後の有効 期限・満期日	
免許	免許の種類	免許証 写しのとおり					
	1年以上の運転経験	有 ・ 無					
	(※免許有効期限)	年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	注1 過去1年以内の 免許取消又は停止	有 ・ 無					
	注1 過去1年以内の 交通違反による刑事処分	有 ・ 無					
使用車両	車 名	車検証 写しのとおり					
	自動車の種類別	車検証 写しのとおり					
	乗車定員	車検証 写しのとおり					
	車台番号	車検証 写しのとおり					
	登録番号	車検証 写しのとおり					
	(※車検有効期限)	年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	所有名義人(続柄)	()					
自賠責保険	(※契約先)	保険証書 写しのとおり					
	(※証書番号)	保険証書 写しのとおり					
	(※満期日)	年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
任意保険	※ 契約 先	保険証書 写しのとおり					
	(※証書番号)	保険証書 写しのとおり					
	(※満期日)	年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	保険金額	対人賠償	☐ 無制限 ☐ 無制限以外				
		対物賠償	☐ 1,000万円以上 ☐ 1,000万円未満				
人身傷害補償又は 搭乗者傷害		☐ 1,000万円以上 ☐ 1,000万円未満					
決 裁 欄	校 長						
	印						
決 裁 日	年 月 日						

- (注) 1 申請しようとする日から過去1年以内に「免許取消又は停止」又は「交通違反による刑事処分」を受けた場合は、「有」に○をつける。また、処分が終了する日とその内容がわかる書類を添付する。
- 2 (※)部分以外の申請内容に変更が生じた場合は、新たに「(別記様式) 公務に使用する自家用車申請書兼承諾書」を作成し、所属長の承認を得る。
- 3 改姓の場合は氏名を見え消しで訂正する(訂正印は不要)。
- 4 異動時と新たな任用当初(前任用の終了後、任用の中断が一月を超えることなく、同一校で改めて任用される場合は継続任用として扱う。)に提出する

別記様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4型）

公務に使用する自家用車申請書兼承諾書

下記のとおり、「函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」第5条の規定に基づき申請します。なお、届け出た自家用車を公務に使用する場合、自家用車賠償責任保険及び任意保険を使用することを承諾します。

年 月 日

函南町立 学校長 様

職名

氏名

申 請 内 容			更新後の有効期限・満期日等		所属長承認年月日		
免 許	免 許 の 種 類		①	年 月 日	年 月 日		
	1年以上の運転経験	有 ・ 無	②	年 月 日	年 月 日		
	(※免許有効期限)	年 月 日	③	年 月 日	年 月 日		
	免許取消又は停止	過去1年以内 有 ・ 無	④	年 月 日	年 月 日		
	交通違反による刑事処分	過去1年以内 有 ・ 無	⑤	年 月 日	年 月 日		
使 用 車 両	車 名		①	車検： 年 月 日	年 月 日		
	自 動 車 の 種 別			自賠： 年 月 日	年 月 日		
	乗 車 定 員	人	②	車検： 年 月 日	年 月 日		
	車 台 番 号			自賠： 年 月 日	年 月 日		
	登 録 番 号		③	車検： 年 月 日	年 月 日		
	(※車検有効期限)	年 月 日		自賠： 年 月 日	年 月 日		
	所有名義人(続柄)		④	車検： 年 月 日	年 月 日		
	(※契 約 先)			自賠： 年 月 日	年 月 日		
	自 賠 責 保 険	(※証 書 番 号)		⑤	車検： 年 月 日	年 月 日	
		(※満 期 日)	年 月 日		自賠： 年 月 日	年 月 日	
任 意 保 険	契 約 先		①	年 月 日	年 月 日		
	(※証 書 番 号)		②	年 月 日	年 月 日		
	(※満 期 日)	年 月 日	③	年 月 日	年 月 日		
	保 險 金 額	対 人 賠 償	無 制 限	④	年 月 日	年 月 日	
		対 物 賠 償		⑤	年 月 日	年 月 日	
		人 身 傷 害		⑥	年 月 日	年 月 日	
		搭 乗 者 傷 害		⑦	年 月 日	年 月 日	
決 裁 欄	校 長		上記、申請について要綱第5条に基づき承認します。 函南町立 学校長 印				
	印						
決 裁 日		年 月 日					

- (注) 1 当初申請又は内容変更等が生じた場合は、運転免許証等必要書類の原本を提示し、その写しを提出する。
2 (※)部分以外の申請内容に変更が生じた場合のみ、新たに「公務に使用する自家用車申請書兼承諾書」(別記様式)を提出する。

函南町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者（以下「職員」という。）が、公務のため職員の自家用車を使用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち二輪自動車以外の自動車で、職員又は職員と生計を一にする親族等が所有するものをいう。
- (2) 公務 静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号。以下「旅費条例」という。）第2条第1項第3号に規定する出張をいう。

(使用承認基準)

第3条 所属長は、職員からの申出があつた場合において、公務の円滑な執行に資するため自家用車の使用がやむを得ないと認めたときは、自家用車の公務使用を承認することができるものとする。

2 前項の規定により、公務使用を承認する場合において、所属長はやむを得ないと認められる場合に限り、同一用務のため同一目的地に旅行する他の職員の同乗を承認することができる。

(使用承認の制限)

第4条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車の公務使用を原則として承認してはならない。

- (1) 職員の運転経験年数が1年に満たない場合、又は運転技術に習熟していないと認められる場合
- (2) 職員が過去1年間に於いて、その責に属する交通事故を起こし、又は交通法規に違反し、刑事処分又は免許停止、免許取消等の行政処分に処せられた場合。ただし、反則金納付のみの場合は除く。
- (3) 職員の心身状態が運転に不相当と認められる場合
- (4) 自家用車の点検又は整備が不十分であると認められる場合
- (5) 自家用車について、対人賠償額無制限及び対物賠償額1千万円以上の任意自動車保険契約並びに1千万円以上の人身傷害補償保険契約又は搭乗者傷害保険契約（これらの契約には、自動車共済を含む。以下「任意保険」という。）が締結されていない場合
- (6) 交通事故が発生した場合には、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて承諾

していない場合

- (7) 1日の運転時間が4時間を超える場合。ただし、所属長が合理的な運行計画であると認めた場合はこの限りでない。
- (8) 気象状況又は道路状況が悪く、自家用車の運転に危険が伴うと認められる場合
- (9) 児童又は生徒を同乗させる場合（ただし、緊急等の場合を除く。）

（使用承認の手続）

第5条 自家用車を公務に使用する職員は、別記様式により使用する自家用車を所属長に申請し、承認を得なければならない。

2 職員は、前項の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに別記様式により所属長の承認を得なければならない。ただし、免許有効期限、車検有効期限、自賠責保険の契約先、自賠責保険の証書番号、自賠責保険の満期日、任意保険の証書番号、任意保険の満期日の変更の場合にあっては、それを証する書類を提示することで足りるものとする。

3 職員が前2項に基づき申請したときは、所属長は、前条に規定する要件を確認し、承認後その旨を職員に通知しなければならない。

4 職員（同乗する職員を含む。）は、自家用車を公務に使用するときは、その都度、所属長にその旨を申し出て承認を受けなければならない。

また、同乗する職員も同様とする。

5 所属長は、前項の規定による申出がなされたときは、第3条及び前条の規定に基づき、自家用車による出張を承認することができる。

（運転者の義務等）

第6条 職員は、自家用車を公務に使用するにあたり、次の各号に掲げる事項を守り、安全の確保と交通道德の向上に努めなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）等の規定を遵守すること。
- (2) 心身の状態がすぐれないときは運転を避けること。
- (3) 整備不良による事故等の未然防止のため、自家用車の整備点検に万全を期すこと。

2 所属長は、自家用車を公務に使用する職員に対し、交通事故を未然に防止するための前項各号の励行徹底を図り、適切な指揮監督を行うとともに当該職員に過度の負担がかからないよう十分留意しなければならない。

（損害賠償責任）

第7条 函南町が損害賠償するのは、職員が自家用車を公務に使用し他人に損害を与えた場合において、自賠責保険及び任意保険によって支払われる部分を除いた部分に限る。ただし、函南町が損害の賠償をした場合において、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、函南町は当該職員に対して求償することができる。

- 2 所属長の承認を受けずに使用した自家用車によって他人に損害を与えた場合における損害賠償は、全て職員の責任とする。

(交通事故の処理)

第8条 職員は、公務使用中の自家用車で交通事故を起こした場合、負傷者の救護等緊急措置を講じるとともに、速やかに所属長へ事故発生状況を電話等で報告し、その指示に従うものとする。また、関係する自動車保険会社等にも連絡するものとする。

- 2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかにその状況を函南町教育委員会へ報告するものとする。

- 3 所属長は、交通事故発生状況を調査し、教職員の交通事犯処理基準第2条に定める職員事故報告書を函南町教育委員会へ提出するものとする。

- 4 第1項に掲げる事故により、職員に損害が生じた場合における加害者に対する損害賠償の請求等については、当該事故の当事者間で処理するものとする。

(職員に対する給付等)

第9条 職員が自家用車を公務に使用した場合には、職員に対して旅費条例の定めるもののほかは、いかなる給付又は弁償も行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、自家用車の公務使用について必要な事項は、函南町教育委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 自家用車の公務使用に関する取扱要綱（平成11年3月8日付け函教第112号教育長通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱の規定により学校長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれこの要綱の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

議案第 13 号

函南町立自由ヶ丘幼稚園の園歯科医の委嘱について

函南町立幼稚園規則（昭和 39 年函南町教育委員会規則第 1 号）第 26 条の規定により、別紙の者に園歯科医を委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している函南町立自由ヶ丘幼稚園の園歯科医から辞退の申し出があったので、後任の委嘱について承認を求めるものです。

委嘱日 令和 7 年 4 月 1 日

令和7年度 函南町立自由ヶ丘幼稚園 園歯科医（案）

1 氏 名 宮原 大地

2 住 所

3 勤務先 みやはら歯科 函南町間宮607番地の3

現在の園歯科医

1 氏 名 植村 泰一

2 住 所

3 勤務先 ウエムラ歯科医院 函南町柏谷993番地の3

学校医等委嘱内申書

第 30 号
令和 7 年 2 月 19 日

函南町教育委員会 様

自由ヶ丘幼稚園長 遠藤 弘美



次のとおり~~園医、園歯科医及び園薬剤師~~の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園歯科医	宮原 大地		歯科医を新たに 委嘱するため	令和7年4月1日

函南町
7.2.19

辞 退 届

このたび、都合により函南町立自由ヶ丘幼稚園の園歯科医を令和7年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 7 年 / 月 27 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

桂 村 泰 一



承 諾 書

このたび、令和7年4月1日より函南町立自由ヶ丘幼稚園の園歯科医として
就任することを承諾いたします。

令和 7 年 2 月 7 日

函南町教育委員会 様

みやはら歯科

〒419-0123

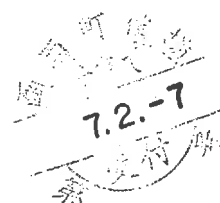
静岡県田方郡函南町間宮607-3

TEL/FAX 055-957-0058

住 所

氏 名

宮原 大士也



○函南町立幼稚園規則

昭和39年4月1日教委規則第1号

第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

2 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園長の内申に基づいて、教育委員会が委嘱する。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年2月定例教育委員会分)

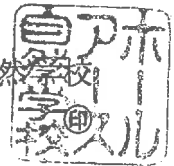
	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	2025自然体験キャンプ	NPO法人ホールアース自然学校 代表理事 山崎 宏	令和7年4月26日(土)～令和8年2月23日(月) ホールアース自然学校キャンプ場及びその周辺	有料	有	
2	第62回静岡県母親大会in三島・田方	第62回静岡県母親大会実行委員会 実行委員長 粕谷 たか子	令和7年5月11日(日) 三島市民文化会館(全体会・分科会) 三島市民生涯学習センター(分科会)	無料	有	有
3	第14回税に関する絵はがきコンクール	一般社団法人三島田方法人全女性部会 代表者 土屋 洋美	令和7年7月1日(火)～9月30日(火)(応募期間) 法人会事務局	無料	有	有
4	一般社団法人四條司家 一般社団法人化記念イベント	一般社団法人四條司家 代表者 今仁 節子	令和7年5月25日(日) 菰山時代劇場 大ホール	有料		
5	以下余白					
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和 7年 1月 8日

函南町教育長 様

申請者 住 所 富士宮市下柚野165
氏 名 NPO 法人ホールアース自然学校
目杉 大樹
(連絡先) 0544-66-0152



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2025自然体験キャンプ		
期 日	令和 7年 4月26日 ~令和 8年 2月23日		
会 場	ホールアース自然学校キャンプ場及びその周辺 (回によって異なる)		
主催者	団体名	NPO法人ホールアース自然学校	
	代表者	代表理事 山崎 宏	
	所在地	富士宮市下柚野165番地	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	静岡市教育委員会、浜松市教育委員会、 富士市教育委員会、沼津市教育委員会、 富士宮市教育委員会、裾野市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	【対象】 小学1年生～小学6年生 (一部活動回は小学3年生～小学6年生) 【目的】 野外活動（キャンプ）を通して、 子どもの生きる力を伸ばし青少年の健全育成を図る。		
事業内容	その季節に合わせた自然体験 (山菜採り、川遊び、登山、飯盒炊爨) など		
申請理由	函南町立小学校等にて公募（チラシ配布）を依頼する為。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	500～39,000円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

2025 自然体験キャンプ 事業計画書

第1回アドベンチャージュニア「春を味わう」

- ・日程：2025年4月26日(土)12時00分～4月27日(日)14時00分
- ・料金：26,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、富士宮市柚野地区

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション たけのこ掘り 火起こし・たけのこのアク抜き 動物のお世話 夕食 夜の生き物探し 入浴	動物のお世話 朝食 山菜採り うどん作り 昼食 ふりかえり 解散

WENS キャンプ体験DAY (生き物探し編)

- ・日程：2025年4月29日(火・祝)9時30分～12時00分
- ・料金：500円
- ・対象：小学生とその保護者
- ・定員：15組
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

集合
 始まりの会
 フィールド探検
 陸上の生き物探し
 ホールアースのキャンプ案内
 質疑応答

WENSキャンプ体験DAY（火起こし体験編）

- ・日程： 2025 年 4 月 29 日（火・祝）13 時 30 分～16 時 00 分
- ・料金： 500 円
- ・対象：小学生とその保護者
- ・定員：15 組
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

集合
始まりの会
フィールド探検
火起こし体験
ホールアースのキャンプ案内
質疑応答

お茶の手摘みデイキャンプ

- ・日程： 2025 年 5 月 3 日（土）6 時 10 分～18 時 30 分
- ・料金： 9,500 円
- ・対象：小学 3 年生～中学 3 年生
- ・定員：25 名
- ・活動場所：志田島園（静岡市葵区落合 1 2 9 8）

ホールアース自然学校・静岡駅迎え
オリエンテーション
お茶農家の手伝い・お茶摘み
昼食
お茶工場の見学
手もみ茶作り
ふりかえり
解散

第2回アドベンチャージュニア「森林づくり」

- ・日程：2025年5月24日(土)12時00分～5月25日(日)14時00分
- ・料金：27,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、富士宮市猪之頭区

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 森を見してみる（森林の理解） 間伐体験 夕食 アロマオイル作り 入浴 夜の生き物探し	動物のお世話 朝食 お土産作り （アロマ・木のキーホルダー） 昼食 ふりかえり 解散

第3回アドベンチャージュニア「水のゆくえ」

- ・日程：2025年6月21日(土)12時00分～6月22日(日)14時00分
- ・料金：26,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、
人穴富士講遺跡周辺（富士宮市人穴206）、
陣馬の滝周辺（富士宮市猪之頭529）、
杵塚養鱒場（富士宮市猪之頭661）

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 火山洞窟探検 夕食 夜の散歩 入浴	動物のお世話 朝食 川の始まりを見に行こう 魚のつかみ取り 昼食 ふりかえり 解散

第4回アドベンチャージュニア「緑輝く高原」

- ・日程：2025年9月13日(土)12時00分～9月16日(月)14時00分
- ・料金：39,000円
- ・対象：小学3年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：静岡県立朝霧野外活動センター（富士宮市根原1）、
松下牧場（富士宮市根原221）

1日目	2日目	3日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション サイト設営 自由選択プログラム 夕食 夜の生き物探し 入浴	朝食 高原サイクリング 昼食 牧場で乳牛のお世話 夕食 キャンプファイヤー 入浴	早朝の牧場仕事体験 朝食 テントの片付け チーズ作り 昼食 ふりかえり 解散

第5回アドベンチャージュニア「山よそおう」

- ・日程：2025年10月11日(土)12時00分～10月13日(月)14時00分
- ・料金：38,000円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、富士宮市柚野地区、
村山浅間神社周辺（富士宮市村山1151）、村山古道

1日目	2日目	3日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 秋探しウォークラリー 夕食 夜の探検	動物のお世話 朝食 富士山信仰の話を聞く 昼食 村山古道トレッキング 動物のお世話 夕食 キャンプファイヤー 入浴	動物のお世話 朝食 テントの片づけ クラフト（花炭作り） 昼食 ふりかえり 解散

第6回アドベンチャージュニア「余すところなく頂く」

- ・日程：2025年11月15日(土)12時00分～11月16日(日)14時00分
- ・料金：28,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場

1日目	2日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 猟師による狩猟トーク 鹿の解体体験 夕食（ジビエ料理） センサーカメラ仕掛け 入浴	動物のお世話 朝食 鹿の角キーホルダー作り 昼食 ふりかえり 解散

第7回アドベンチャージュニア「凜とした空気」

- ・日程：2026年2月21日(土)12時00分～2月23日(月・祝)14時00分
- ・料金：38,500円
- ・対象：小学1年生～小学6年生
- ・定員：16名
- ・活動場所：ホールアース自然学校キャンプ場、
水ヶ塚公園周辺（裾野市須山2308-5）
太郎坊周辺（御殿場市中畑）

1日目	2日目	3日目
新富士駅・富士駅迎え 合流、名札・バンダナ作り 昼食 オリエンテーション 雪遊び 夕食 星空観察 入浴	動物のお世話 朝食 富士山スノートレッキング 昼食 動物のお世話 夕食 キャンプファイヤー 入浴	動物のお世話 朝食 掃除 桜餅作り 昼食 ふりかえり 解散

収支予算書

令和 7年 1月 8日

事業名:2025自然体験キャンプ

申請団体名:NPO法人ホールアース自然学校

本事業の収支予算については次のとおり計上しております。

※金額表示単位:円

収入の部

項目	予算額	積算内訳
参加費収入(アドベンチャージュニア)	3,592,000	第1回@26,500円×16名、第2回@27,500円×16名、第3回@26,500円×16名、第4回@39,000円×16名、第5回@38,000円×16名、第6回@28,500円×16名、第7回@38,500円×16名
参加費収入(WENSキャンプ体験DAY)	30,000	@500円×30名×2回
参加費収入(お茶の手摘みデイキャンプ)	237,500	@9,500円×25名
合計	3,859,500	

支出の部

項目	予算額	積算内訳
事前準備 人件費(キャンプサイト準備)	450,000	@25,000円×9日×2人
事前準備 人件費(企画広報)	250,000	@25,000円×5日×2人
チラシ印刷代	166,000	A4サイズ、両面4色、95,000部
チラシ送付資材・運賃	85,000	郵送費@160×封数460、封筒、糊、ボールペン
事前準備 人件費(事務局)	450,000	@25,000円×18日×1人
事業当日 人件費(職員)	1,500,000	@25,000円×20日×3人
事業当日 人件費(サポートスタッフ)	160,000	@4,000円×20日×2人
施設利用料(アドベンチャージュニア)	59,750	第3回:杵塚養鱒場700円×(参加者16名+スタッフ5人) 第4回:静岡県立朝霧野外活動センター {(小学生150円×16名)+(大人350円×5名)}×2泊 第4回:松下牧場1,500円×(参加者16名+スタッフ5人) 第7回:天母の湯 (小学生200円×16名)+(大人410円×5人)
役務費(アドベンチャージュニア)	14,000	第5回:富士山信仰の話を聞く@7,000円×2名
傷害保険料	48,500	日帰り50円×30名×3回、 1泊350円×16名×4回、2泊450円×16名×3回
食材料費	221,250	一式
車両関係費	80,000	ガソリン、高速道路利用料、バス借上げ代
プログラム資材費	150,000	クラフト材、ヘルメット、テント、名札等 @15,000円×10回
事後処理 人件費(キャンプサイト整備・事務)	225,000	@25,000円×9日×1人
合計	3,859,500	

収支差額:

0

令和 7年 1月 8日

函南町役場

生涯学習課 生涯学習係 御中

NPO法人ホールアース自然学校

富士宮市下柚野165

電話0544-66-0152

担当：目杉 大樹

書類送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ではございますが、下記の書類をお送りいたしますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【送付書類】

後援申請依頼書	1通
2025自然体験キャンプ 事業計画書	1通
特定非営利活動法人ホールアース自然学校 定款	1通
2025自然体験キャンプ 収支予算書	1通

以上



(第1号様式)

令和 7 年 / 月 / 日

函南町教育委員会 教育長 様

住 所 静岡市葵区春日2丁目9-1

氏 名 第62回静岡県母親大会実行委員会

実行委員長 粕谷 たか子

(連絡先) 054-253-6081

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第62回静岡県母親大会 in 三島・田方		
期 日	令和7年5月11日(日) 10:00~15:45		
会 場	三島市民文化会館(全体会・分科会) 三島市民生涯学習センター(分科会)		
主催者	団体名	第62回静岡県母親大会実行委員会	
	代表者	実行委員長 粕谷 たか子	
	所在地	静岡市葵区春日2丁目9-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	三島市・伊豆市・伊豆の国市・同各教育委員会 をはじめ県内各市町及び同教育委員会、県内マ スコミ各社(申請中)



事業の対象 と 目 的	一般市民を対象。 「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、子どもたちをはじめ、すべての人が安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の市民が集い、学びあう場として毎年集会を開催しています。		
事業内容	午前分科会、午後は全体会で、午前の分科会は食の安全・不登校・環境・介護・平和などのテーマで学習し交流します。午後の全体会は、国際ジャーナリスト堤未果さんによる「日本のデジタル化は誰のため？私たちの暮らしは本当によくなるの？」と題した記念講演と各地・各分野からの活動報告を行います。		
申請理由	多くの市民の方々に内容を知らせ、参加を呼びかけたいからです。 営利目的ではなく、女性をはじめすべての市民の社会活動への参画・生涯学習のための取り組みと考えています。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	一般 1000 円 40 代以下 500 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第 62 回静岡県母親大会開催要綱

1 開催趣旨

母親大会は、1954 年にアメリカがビキニ環礁で行った水爆実験で、焼津のマグロ漁船「第五福竜丸」など多くの漁船が核の被害を受けたことをきっかけに、「核戦争の危機から子どもの命を守ろう」との多くの母親たちの声から始まりました。

以来、「生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、すべての人が安心して豊かに暮らせる平和な社会を作ろうと、草の根の市民が集い、学びあう場として毎年大会を積み重ねています。

2 主 催 第 62 回静岡県母親大会実行委員会

3 開催日時と会場

日時：5 月 11 日(日)10:00～15:45

会場：三島市民文化会館（三島市一番町 20-5）

三島市民生涯学習センター（三島市大宮町 1-8-38）

午前は 2 つの会場で分科会を、午後は市民文化会館で全体会を実施します。

4 内 容

【分科会】10:00～12:00

食の安全・不登校・環境・介護・平和など 10 のテーマと 2 つの見学分科会を設けて学習し交流します。

【全体会】13:30～15:45 *オンライン併用（希望する個人）

○記念講演

「日本のデジタル化は誰のため？私たちの暮らしは本当によくなるの？

ーマイナカード、SNS、キャッシュレス決済…個人情報は大丈夫？ー」

講師：堤 未果さん(国際ジャーナリスト)

○各地・各分野からの報告

5 参加目標人数 1,300 人

6 参加券 一般 1,000 円 40 代以下 500 円 大学生以下・障がい者無料

7 後 援 県内各市町・同教育委員会、県内マスコミ各社（申請中）

8 その他 後援いただいた自治体名などを掲載したチラシは、3 月初旬に発行します。

第62回静岡県母親大会収支予算書
(会計期間 2024年11月9日～2025年7月31日)

1 収入 (単位円)

項 目	予算	摘 要
参加券	1,175,000	1,000×1,150人 500×50人
協力分担金	500,000	団体、個人等
広告料	950,000	しおり掲載分(個人、団体)
合計	2,625,000	

2 支出 (単位円)

項 目	予算	摘 要
企画設営費	630,000	当日資料印刷代、会場使用料、会場設営費
講師料	350,000	記念講演講師・分科会助言者謝礼、同交通費
広報費	370,000	チラシ印刷代
通信費	120,000	電話・郵便・宅急便代
会議費	55,000	会議室利用料
交通費	680,000	実行委員等交通費
事務費	220,000	消耗品・印刷代
記録集	150,000	記録集印刷代
予備費	50,000	大会保険料他
合 計	2,625,000	

(第1号様式)

令和7年2月3日

函南町教育長 様

住 所 三島市一番町2-29

申請者

氏 名 (一社) 三島田方法人会
会長 平井敏雄 印

(連絡先) 055-975-4845

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第14回税に関する絵はがきコンクール		
期 日	令和7年7月1日(火)～令和7年9月30日(火) (応募期間)		
会 場	法人会事務局		
主催者	団体名	一般社団法人三島田方法人会女性部会	
	代表者	土屋 洋美	
	所在地	三島市一番町2-29	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	国税庁・函南町・三島市・伊豆の国市・伊豆市 三島市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・ 伊豆市教育委員会

裏面があります。

7.1.30
生体学習課

事業の対象と目的	対象：小学5．6年生 目的：目的：税金は毎日の生活のなかで、どのように役立っているかを理解し、関心を深めていただく		
事業内容	税に関する絵を所定の用紙に描き、応募いただく。 応募いただいた作品の中から審査会にて入賞作品を選考し、表彰をする。 会長賞に選ばれた作品は静岡県法人会連合会へ出展し、優秀な作品は全国法人会総連合へ出展。		
申請理由	当会は税知識の普及と納税意識の高揚を指針に掲げているなか、将来の納税者となる小学生への租税教育の一環として当事業を展開してゆきたい為。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

郵便はがき

料金受取人払郵便

三島郵便局
承認

1751

411-8790

751

差出有効期限
2026年4月
30日まで

(受取人)三島市一番町2番29号
三島商工会議所会館3階

一般社団法人 三島田方法人会
「税に関する絵はがきコンクール」係

小学校名	町 立	小学校	年
学 年	〒	—	—
住 所			
電話番号 (市外局番から)	—	—	
(フリガナ)			
氏 名			

作品募集要項

① テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

② 応募資格

小学生5、6年生対象です。

③ 応募点数

児童1人につき1点とします。

④ 応募締切

令和6年9月30日(月)

⑤ 応募方法および応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。
また、描画素材は問いません。文字や標語などの描き入れも可とします。(ただし、パソコンによる作成は不可とします。)

応募先・お問い合わせ先

〒411-0036 三島市一番町2-29 三島商工会議所3F
一般社団法人 三島田方法人会 TEL.055-975-4845

⑥ 審 査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

⑦ 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局を通じてご本人または学校に通知致します。なお、会長賞作品につきましては公益財団法人全国法人会総連合が実施するコンクールに出展します。

※応募者全員に参加賞があります。

⑧ 注意事項

- ① 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- ② 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- ④ 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉一般社団法人 三島田方法人会 女性部会
公益財団法人 全国法人会総連合

〈後援〉国税庁／三島市／伊豆市／伊豆の国市／函南町／
三島市教育委員会／伊豆市教育委員会／
伊豆の国市教育委員会／函南町教育委員会

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる85万社の団体です。また、会員の皆さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。

健全な納税者の団体、よき経営者をめざすもの団体…これが法人会です。





会長賞
大仁小学校 6年 山田 彰七



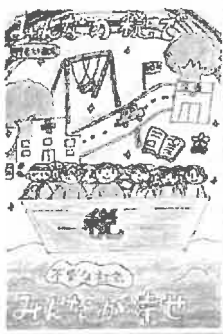
女性部会長賞
三島南小学校 6年 杉山 幸叶



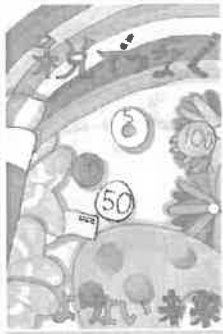
三島校務部長賞
大仁小学校 6年 増田 虹音



三島税務推進協議会長賞
北上小学校 6年 遠藤 百穂



三島市長賞
天地小学校 5年 阿部 結希



伊豆の国市長賞
三島南小学校 6年 加藤 沙理



伊豆市長賞
三島南小学校 6年 荒瀬 愛純



国南市長賞
国南南小学校 6年 岡本 彩那

わたし ぜい きん つう たが ささ あ
私たちは税金を通じて、お互いに支え合っています。
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう。

税金って何？

みなさんも自分の“おこつかい”でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。
税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。
つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。
その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



税金はどんなことに使われているの？

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。
これだけでなく、みなさんが安全で楽しく遊べるように公園の整備、毎日の登下校が安全にできるために道路の整備、安全な暮らしのため警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っているのです。



令和5年度 税に関する絵はがきコンクール

全法連
女連協会長賞

法人会では、租税教育活動の一環として、女性部会が主体となり、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。令和5年度は、全国の応募作品の中から12作品を「全法連女連協会長賞」として表彰させていただきました。

東京局



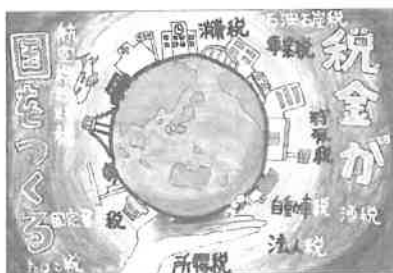
東京(足立法人会)
足立区立弘道第二小学校 6年生
永井心凡花さん

東京局



神奈川(鶴見法人会)
横浜市立鶴見小学校 6年生
白木璃桜さん

関東信越局



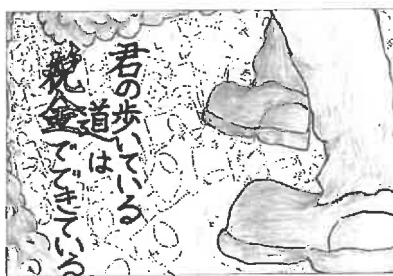
群馬(前橋法人会)
前橋市立宮城小学校 6年生
松村ひよりさん

札幌局



北海道(帯広地方法法人会)
帯広市立緑丘小学校 6年生
小林朱莉さん

仙台局



山形(鶴岡法人会)
鶴岡市立京田小学校 6年生
高橋悠乃さん

名古屋局



愛知(二宮法人会)
稲沢市立下津小学校 6年生
氏木愛子さん

令和5年度 税に関する絵はがきコンクール

全法連
女連協会長賞

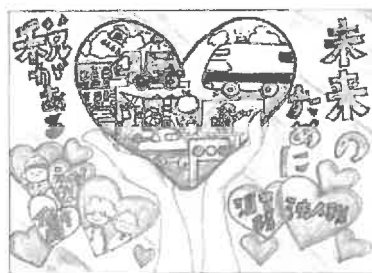
法人会では、租税教育活動の一環として、女性部会が主体となり、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。令和5年度は、全国の応募作品の中から12作品を「全法連女連協会長賞」として表彰させていただきました。

金沢局



石川（金沢法人会）
国立金沢大学附属小学校 5年生
寺田 晴香 さん

広島局



島根（出雲法人会）
出雲市立今市小学校 6年生
岡 来珠 さん

高松局



徳島（徳島法人会）
私立徳島文理小学校 6年生
岡本 篤典 さん

福岡局



福岡（福岡中部法人会）
福岡市立若久小学校 6年生
財部 遥 さん

熊本局



大分（佐伯法人会）
佐伯市立佐伯東小学校 6年生
永井 愛子 さん

沖縄



沖縄（沖縄宮古法人会）
宮古島市立鏡原小学校 6年生
友利 娃良 さん

(第1号様式)

令和7年2月14日

函南町教育長 様

申請者

住 所 函南町

氏 名 山内洋平

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	一般社団法人四條司家 一般社団法人化記念イベント		
期 日	令和7年5月25日(日)		
会 場	菰山時代劇場 大ホール 伊豆の国市四日町 772		
主催者	団体名	一般社団法人 四條司家	
	代表者	今仁節子	
	所在地	田方郡函南町桑原 880-17	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	後 援	東大寺、水戸常盤神社、千日山弘昌寺、 (一社)日本文化資産支援機構、 (一社)富士・箱根・伊豆国際学会、 (一社)国際文化研究院 (一社)MOA 自然農法文化事業団、 医療法人社団 徳風会 マクロビオティック酵素株式会社、 長岡式酵素健康の会本部、 (株)グローバルエンゲージメントジャパン、 日本を知る会、三島プラザホテル、 (株)石窯パンしゃんぴにょん、(株)ライブコーヒー 伊豆の国市、三島市、地方新聞社等

裏面があります。

令和7年5月 庖丁式 収支予算書

(単位：円)

収入の部

収入の部	項目	摘要	予算	備考
	会費収入	チケット代1,000円×300名予定	300,000	
	事業費	一般社団法人四條司家より	333,100	
	収入合計		633,100	

支出の部

支出の部			
項目	摘要	予算	備考
施設使用料	菰山時代劇場 大ホール	53,100	
その他備品	看板、お花	50,000	
印刷代	チラシ・チケット印刷代	80,000	
出演者謝金(交通費込)	庖丁式5名、講演1名、舞台3名	450,000	¥50,000×9名
支出合計		633,100	



入場料
1,000円

令和7年

5/25日

12:00 開場 13:00 開会

伊豆の国市
葦山時代劇場

包丁式

和食の神髄「日本料理道」の伝統を
守り千三百年。日本古来の食文化に
根差した儀式をご覧ください。

一般社団法人 四條司家／一般社団法人化記念イベント

目覚めの時
日本の伝統儀式…
今ここに。

大森哲夫
日本料理儀式庖刀作法
師範



三田村有純
特別講演
「生命をいただくこと」



あきひと・中村聡介
勅読・ハフォーマンス
「食即是空」



盲目の和太鼓奏者
片岡亮太
「和太鼓」



主催／一般社団法人 四條司家

お問合せ 一般社団法人 四條司家 事務局 TEL.055-978-1783



出演者プロフィール



日本料理儀式庖刀作法
Tetsuo Omori
大森 哲夫

大森茶寮代表 日本料理儀式庖刀作法 師範 茨城県支部長「雅号 憲哲」／茶道裏千家「茶名 宗哲」

平安時代から続く料理の文化を知ってもらいたいと、料理の神事「包丁式」を海外に発信。二〇一九年十一月日本ポーランド国交樹立百周年記念事業として、ワルシャワ大学にて日本大使館の公認を受け式題「宝船の鯛」を、二〇二三年十月日本ベトナム外交関係樹立五十周年記念事業では、ハノイ国家大学にて式題「龍門の鯉」を披露した。庖刀式の稽古は大森茶寮で実施し、後継者育成に努める。また、中川調理技術専門学校 日本料理講師として学生の指導を行なう。



特別講演
「生命をいただくこと」
Azumi Mitamura
三田村 有純

漆藝家 東京藝術大学名誉教授・江戸蒔絵赤塚派十代継承一九四九年生まれ。八代祖父自芳、九代秀雄より蒔絵技法を学ぶ。一九九八年ベルギー・H・F・王立美術大学院客員研究員一年間在外研究、二〇二三年第五十二回日本現代工芸美術展内閣総理大臣賞受賞、二〇二六年第三回日展内閣総理大臣賞受賞、二〇一八年日本藝術院賞受賞。公益社団法人 日展理事



動感・パフォーマンス
Akiko
あきひと

舞台演出／俳優。読から動読（どうとく）に発展させ、武士道と舞台芸術は本質的に合二であると言ふポリシーのもと、スズキトレニングをベースに「武藝一如の演技術」を目指し、各地で講演も行う。静岡県立大学より地域みらいづくりフェローの称号を授与される。



動感・パフォーマンス
Nakamura Soukei
中村 聡介

行政書士法人代表／舞台芸術アーティスト団体（リード・ウィズ・アート）の共同代表として、新音楽舞踊劇と言ふ新たな舞台表現作品など、多数の発表を行う。芝居・舞踊・音楽・アートが融合した独特の表現スタイルで、芸術の可能性を追求し続けている。



動感・パフォーマンス
Ryouta Kikuchi
片岡 亮太

和太鼓奏者 静岡県三島市出身十一歳の時、盲学校の授業で和太鼓に出会う。上智大学文学部・社会福祉学科首席卒業、プロ奏者として活動を開始。現在は国内外での演奏、講演、指導等、活動を展開。第十四回チャレンジ賞 第十三回橋保三奨励賞等受賞。



❖主催／一般社団法人 四條司家
❖協賛／(株)つよ氣

❖後援／伊豆の国市

履歴事項全部証明書

静岡県田方郡函南町桑原880番地の17
一般社団法人四條司家

会社法人等番号	0801-05-006399
名 称	一般社団法人四條司家
主たる事務所	静岡県田方郡函南町桑原880番地の17
法人の公告方法	当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
法人成立の年月日	令和6年2月14日
目的等	当法人は、歴史ある四條司家の神事・祀りごとを通して、日本の食文化の向上に関わる事業を行う。 また、食に関する文化、芸術、提言、実践、知識の普及はもとより、食生活の安全を深めることを目的に次の事業を行う。 1. 食生活の安全と食文化の向上に関する事業 (1) 日本の食文化に寄与する貢献者に対する顕彰式の開催 (2) 食に関する団体との協力体制作り (3) 食に関する伝統的な神事・祀りごとに関する広報活動 (4) 食に関する講演会、勉強会、視察会、イベントの開催 (5) モノ作り、農業、芸術、文化に関する体験学習の開催 (6) 食に関する情報の収集、交換、提供、調査活動、書籍出版物の刊行 (7) 物品の品質に関して四條司家が認定・推奨を行う事業 (8) 四條司家の認定・推奨する物品の販売 (9) 発酵食品、燻製等の食品開発の提言 2. その他当法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	静岡県田方郡函南町桑原880番地の17 代表理事 今 仁 節 子
	理事 今 仁 節 子
	理事 三 田 村 有 純
	理事 橋 本 幸 雄
	理事 室 伏 強
	監事 山 内 洋 平

令和7年度 函南町教育委員会 開催予定日（案）

2025/2/7

開会日	議案名 提出期限	告示日	議案 提出期限	会議名	内容	会場
4月23日（水） 13時10分～	4月16日（水）	4月17日（木）	4月21日（月）	定例教育委員会		教育委員会室
5月29日（木） 10時00分～	5月22日（木）	5月23日（金）	5月27日（火）	定例教育委員会	開始時間:10:00～	教育委員会室
6月25日（水） 13時10分	6月18日（水）	6月19日（木）	6月23日（月）	定例教育委員会		教育委員会室
7月25日（金） 13時10分～	7月17日（木）	7月18日（金）	7月23日（水）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
8月27日（水） 9時00分～	8月20日（水）	8月21日（木）	8月25日（月）	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会議	教育委員会室 第1・2会議室
9月24日（水） 13時10分～	9月17日（水）	9月18日（木）	9月22日（月）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
10月24日（金） 13時10分～	10月16日（木）	10月17日（金）	10月22日（水）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
11月26日（水） 13時30分～	11月19日（水）	11月20日（木）	11月21日（金）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
12月19日（金） 13時10分～	12月11日（木）	12月12日（金）	12月17日（水）	定例教育委員会		教育委員会室
1月27日（火） 9時00分～	1月20日（火）	1月21日（水）	1月23日（金）	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:教育奨励賞授与式	教育委員会室 大会議室
2月25日（水） 13時10分～	2月18日（水）	2月19日（木）	2月20日（金）	定例教育委員会		教育委員会室
3月18日（水） 9時00分～	3月11日（水）	3月12日（木）	3月16日（月）	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会	教育委員会室 大会議室又は第1・2会議室

		令和 7 年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 実施計画書		
--	--	--	--	--

1 実施目的

教育の中心である児童・生徒・園児たちが学ぶ学校や園、また生涯にわたり学びを支える社会教育施設等を教育委員会が自ら訪問し、教育現場の現状を、教員、児童生徒、保護者等と同様の目線で視察することで、今後の町の教育行政に役立てることを目的とする。

2 参加委員等

(1) 教育委員会(5名)

久保田 浩子教育長、渡邊 博文委員、小永井 博之委員、勝俣 聡子委員、林 千枝委員

(2) 事務局(2名)

教育次長兼学校教育課長、学校教育課課長補佐

計 7 名

3 視察ポイント

- (1) 園、学校経営書に即した運営状況、安全対策状況、児童生徒の様子
- (2) 学校等施設の整備状況(安全対策含む)
- (3) 社会教育施設の利用状況及び整備状況(安全対策含む)

4 実施日程・視察内容

- (1) 実施日程及び視察の内容は、別紙日程・視察内容一覧のとおり。

※定例教育委員会開催日と同日に実施する。

- (2) 移動方法については、庁用車(ハイエース1台)を利用する。
- (3) 各日程における教育委員会の昼食は、原則、学校給食を試食する。

函南小・丹那小・西小・・・東京ケテリング(株)

東小・函南中・・・・・・・・(株)レクトン

桑村小・東中・・・・・・・・(株)サンユー

※10月24日のみ仕出し弁当の注文を取ります。

※給食費は実費とし、当日学校に支払う。(355円/食+町補助18円=373円/食)

6月の定例教育委員会で集金をさせていただきます。(4日分 1,492円)

5 その他

- (1) 各学校の経営書は、委員に事前配布します。
- (2) 当日は、学校長及び施設担当者から案内や説明を受ける予定ですが、都合により代理者(教頭、主任教諭など)が対応する場合があります。
- (3) 学校等の施設運営に支障のない範囲で実施するものとし、委員に対して特段の準備、接遇は不要とします。

令和7年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 日程・視察内容一覧（案1）

No.	7月25日（金）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	東小学校	9:10～10:00	学校運営状況等
2	自由ヶ丘幼稚園	10:10～10:50	園運営状況等
3	東中学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	9月24日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	函南小学校	9:10～9:50	学校運営状況等
2	桑村小学校	10:05～10:45	学校運営状況等
3	丹那小学校（給食試食）	11:10～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	10月24日（金）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:50	出発前日程等確認
1	箱根旧街道史跡	9:30～10:30	施設整備状況等
2	仏の里美術館	11:15～11:55	利用者・施設運営状況等
3	役場（昼食・休憩）	12:10～13:00	

No.	11月26日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	西小学校	9:10～10:00	学校運営状況等
2	みのり幼稚園	10:10～10:50	学校運営状況等
3	函南中学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

◎時間に余裕がある行程です。幼稚園はR7年度から複式学級を採用するみのり幼稚園と少人数学級を実施する自由ヶ丘幼稚園のみとし、文化財として工事中の箱根旧街道と仏の里美術館の視察を予定しました。

令和7年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 日程・視察内容一覧（案2）

No.	6月25日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:50	出発前日程等確認
1	西部保育園	9:00～9:40	園運営状況等
2	みのり幼稚園	9:50～10:30	園運営状況等
3	間宮幼稚園	10:40～11:10	園運営状況等
4	函南中学校	11:20～12:10	学校運営状況等、給食試食（12:10～12:40）

No.	7月25日（金）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:50	出発前日程等確認
1	東小学校	9:00～9:40	学校運営状況等
2	自由ヶ丘幼稚園	9:50～10:20	園運営状況等
3	二葉こども園	10:35～11:05	園運営状況等
4	桑村小学校（給食試食）	11:15～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	9月24日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	函南小学校	9:10～10:00	学校運営状況等
2	丹那幼稚園	10:20～10:50	園運営状況等
3	丹那小学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	10月24日（金）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	8:50	出発前日程等確認
1	箱根旧街道史跡	9:30～10:30	施設整備状況等
2	仏の里美術館	11:15～11:55	利用者・施設運営状況等
3	役場（昼食・休憩）	12:10～13:00	

No.	11月26日（水）	時間	視察内容等
	役場1Fロビー集合	9:00	出発前日程等確認
1	西小学校	9:10～10:00	学校運営状況等
2	春光幼稚園	10:15～10:50	学校運営状況等
3	東中学校（給食試食）	11:00～12:00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

◎6月も視察を行う行程です。幼稚園、保育園の全園、小中学校、文化施設として箱根旧街道と、仏の里美術館を視察します。

令和6年度卒業・卒園式 及び 令和7年度入学・入園式ご臨席一覧表

卒業・卒園式

学校（園）名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
春光幼稚園	3月18日(火)	9:30	林委員(祝辞)			
丹那幼稚園	〃	9:30	久保田教育長(祝辞)			
二葉こども園	〃	9:30	渡邊委員(祝辞)			
間宮幼稚園	〃	9:30	梅原教育次長(祝辞)			
みのり幼稚園	〃	9:30	勝俣委員(祝辞)			
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30	小永井委員(祝辞)			
函南小学校	3月19日(水)	9:00	仁科町長(祝辞)	渡邊委員		
丹那小学校	〃	9:00	久保田教育長(祝辞)	小永井委員		
桑村小学校	〃	9:10	田口議長(祝辞)	梅原教育次長		
東小学校	〃	9:15	佐野副町長(祝辞)	林委員		
西小学校	〃	9:00	兵藤副議長(祝辞)	勝俣委員		
函南中学校	3月19日(水)	13:00	田口議長(祝辞)	佐野副町長	小永井委員	勝俣委員
東中学校	〃	13:30	仁科町長(祝辞)	久保田教育長	渡邊委員	林委員

入学・入園式

学校（園）名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
函南小学校	4月7日(月)	9:00	兵藤副議長(祝辞)	林委員		
丹那小学校	〃	10:00	仁科町長(祝辞)	勝俣委員		
桑村小学校	〃	10:00	久保田教育長(祝辞)	小永井委員		
東小学校	〃	9:30	田口議長(祝辞)	教育次長		
西小学校	4月9日(水)	9:30	佐野副町長(祝辞)	渡邊委員		
函南中学校	4月7日(月)	13:30	仁科町長(祝辞)	久保田教育長	渡邊委員	勝俣委員
東中学校	〃	13:30	田口議長(祝辞)	佐野副町長	小永井委員	林委員
春光幼稚園	4月8日(水)	9:30	令和7年度より入園式は来賓なしとする			
丹那幼稚園	〃	9:30				
二葉こども園	〃	9:30				
間宮幼稚園	〃	9:30				
みのり幼稚園	〃	9:30				
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30				

※ 開式時間は予定時間を掲載しております。参集時間等は学校・園から発送される案内状をご確認ください。



函 学 第 59 号

令和 7 年 2 月 26 日

(総合教育会議構成員)

函南町教育委員 各位

函南町長 仁科 喜世志

令和 6 年度 第 2 回函南町総合教育会議の開催について (通知)

下記のとおり函南町総合教育会議を開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和 7 年 3 月 21 日 (金) 午後 1 時 10 分から

2 場 所 函南町役場 2 階 大会議室

3 議 事

- (1) こども家庭センターの設置について
- (2) 第 3 期子ども子育て支援事業計画について
- (3) 報告事項について

ア 函南町部活動地域連携・地域移行の進捗状況について

イ 文化センターの整備方針について

ウ 不登校児童生徒の状況について

問合せ先

函南町教育委員会 学校教育課 杉村

電話番号 055-979-8121